

石川県除塩事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、除塩事業実施要綱（平成29年6月9日付け29農振第450号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づく除塩事業を行うために要する経費に対し、予算の範囲内において、市町又は土地改良区（以下これらを「事業主体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率)

第2 第1に規定する除塩事業に対する補助率は、激甚災害への指定又は指定の事前公表がされた災害（以下「激甚災害等」という。）に起因して行うものにあつては百分の九十。ただし、激甚災害等に起因して行う事業に該当しないものにあつては百分の五十。

(塩分（塩素）濃度調査結果報告書・除塩事業実施計画書)

第3 補助金の交付を受けようとする事業主体は、災害発生の日から原則として60日以内に、別記様式第1号による塩分（塩素）濃度調査結果報告書及び別記様式第2号による除塩事業補助実施計画書（以下「計画書」という。）に別記様式第3号による除塩事業総括表を添付して知事に提出しなければならない。

2 実施要綱第8第1項に規定する費用に係る工事を含む、計画書を提出する場合において、当該工事が施工済であるときは、当該工事の施行を確認することができる書類をこれに添付しなければならない。

(事業費の決定)

第4 知事は、実施要綱第5第2項の規定により地方農政局長から事業費の決定通知があったときは、この旨を当該事業主体に通知する。

2 前項の規定により通知を受けた事業主体は、計画書の変更をしようとするときは、別記様式第4号による除塩事業実施計画変更協議書を知事に提出し、同意を受けなければならない。

(申請手続)

第5 補助金の交付申請書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする事業主体は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（緊急応急工事の取り扱い）

第 6 事業主体は、早期の営農開始のため本事業を緊急に施行する必要がある場合には、別記様式第 6 号による緊急応急工事承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

（事業遂行状況報告）

第 7 事業主体は、補助金の交付の決定に係る年度の 1 2 月 3 1 日現在における補助事業の遂行状況を知事に報告するため、別記様式第 7 号による遂行状況報告書を提出しなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第 8 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 8 号による変更等承認申請書、別記様式第 9 号による除塩事業中止等報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 9 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 9 に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第 9 軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の 30 パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が 400 万円（本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費以外のものにあつては、50 万円）以下の場合を除く。

(2) 事業の内容の変更

- ア 工種別の事業量の 30 パーセントを超える増減
- イ 工種の新設、変更又は廃止
- ウ 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(事業遅延の届出)

第 10 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又はその遂行が困難となった理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第 11 事業主体は、事業が完了したとき（第 8 第 1 項(3)による中止又は廃止の承認がある場合を含む）は、その日から 15 日を経過した日又は事業完了年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、別記様式第 10 号の事業実績報告書を知事に提出するものとする。
- 2 第 5 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第 5 第 2 項ただし書により交付の申請をした事業主体は第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第 11 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第 12 補助金は、県規則第 14 条に規定する補助金の額の確定後に県規則第 16 条第 2 項の規定により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することがある。
- 2 補助金を概算払いにより受けようとする事業主体は、所轄農林総合事務所長の工事出来高確認を受けなければならない。
 - 3 概算払請求額は、補助金交付決定額に工事進捗率を乗じた額の 10 分の 9 をこえることができない。
 - 4 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第 12 号による補助金請求書（補助金の概算払を受けているときは、補助金精算請求書とする。）又は別記様式第 13 号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第13 事業主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を知事に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第14 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

2 前項による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の金額又は一部を知事に納付させることがある。

(契約)

第15 事業主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

2 事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第14号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(書類の審査)

第16 この要綱の定めるところにより、知事に提出する書類は、すべて所轄農林総合事務所を経由し、審査を受けなければならない。

(書類の保存期間)

第17 県規則第10条第2項の規定による書類帳簿及び別に指示する書類帳簿は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この通知は、令和6年3月12日から施行する。

別記様式第1号（第3関係）

塩分（塩素）濃度調査結果報告書

測定年月日	調査地区名	所在地 郡市町 字名	地番	塩分 （塩素） 濃度 （%）	土質等の 調査結果 の概要	測定者 職氏名	摘要

上記のとおり塩分（塩素）濃度の調査結果を報告する。

年 月 日 ○○ ○○

別記様式第2号（第3関係）

除塩事業実施計画書（除塩事業補助実施計画書）

1. 地区名
2. 所在地
3. 事業主体
4. 被災状況
5. 除塩事業の実施内容
 - ア 除塩実施計画
 - イ 除塩面積
 - ウ 除塩期間 自年月日
至年月日

6. 事業費総括表

事業費総括表

費目	工種	数量	金額(円)	摘要
事業費				
本工事費				
	揚排水機工			
	水路工			
	さく井工			
	排土			
	客土			
	石灰等施用			
附帯工事費				
測量及び試験費				
船舶及び機械器具費				
用地費及び補償費				
工事雑費				
事務雑費				

(2) 工事費明細書

{
 楊排水機工、水路工
 さく井工、排土、客土

工事費明細書

工種	土質別	細目	材料		数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			名称	形状寸法					

(石灰等撒布) 工事費明細書

工種	土質別	地番	地目別	塩分 (塩素) 濃度	面積	10a 当たり 所要量	総量	単価 (円)	金額 (円)	摘要

※塩分（塩素）濃度調査結果報告書（別記様式第〇号）を添付すること。

別記様式第4号（第4関係）

〇〇年度市町、土地改良区営 除塩事業補助実施計画変更協議書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日付け 第 号をもって除塩事業の事業費の決定の通知があった 年除塩事業補助実施計画について変更したいので、除塩事業実施要綱第4の規定に基づき、別添の書面を添えて協議する。

1 除塩事業変更地区一覧表

番号		所在地			事業 主体	面積	補助 率	査定額 (円)		変更経過 (回) (円)				今回変更 協議額 (円)		△増 減 (円)		その他
地区	箇所	郡市	町	字				事業費	補助 金	回数	事業 費	補助 金	番号 年月 日	事業 費	補助 金	事業 費	補助 金	

2 変更理由

別記様式第5号（第5関係）

〇〇年度除塩事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

〇〇年度において下記のとおり除塩事業を実施したい（した）ので、石川県除塩事業補助金交付要綱により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分（別紙様式第1のとおり）
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書（別紙様式第2のとおり）

別紙様式第1

〇〇年度除塩事業の内容及び経費の配分
(又は〇〇年度事業成績書)

地区番号
地区名
所在地
事業主体名

費目	施行箇所	工種	事業量	工法	事業費	事業費負担区分				備考
						補助金	市町費	その他	計	
工事費						円	円	円	円	

別紙様式第2

〇〇年度除塩事業収支予算（又は収支精算）書

1. 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	— (又は本年度予 算額)	差引増△減額	備考
補助金 市町費 その他	円	円	円	
計				

2. 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	— (又は本年度予 算額)	差引増△減額	備考
補助金 市町費 その他	円	円	円	
計				

番 号
年 月 日

石川県知事 様

事業主体住所
同 名 称
代 表 者 職 氏 名

緊急応急工事承認申請書

〇〇年度除塩事業について、早期の営農開始のため本事業を緊急に施行する必要性があることから、石川県除塩事業補助金交付要綱の規定に基づき、申請いたします。

記

- 1 事業の概要 別紙第1のとおり
- 2 被災状況写真 別添のとおり

発行責任者（所属、役職、氏名）	連絡先（ ）	—
担当者（所属、役職、氏名）	連絡先（ ）	—

別紙第1（事業概要）

除塩事業緊急応急工事 事業概要

1. 地区名
2. 所在地
3. 事業主体
4. 被災状況
別添写真のとおり
5. 対策工法の概要

別記様式第7号（第7関係）

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

〇〇年度除塩事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった 事業の遂行状況について、石川県石川県除塩事業補助金交付要綱及び石川県補助金交付規則の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 遂行状況 (別紙第1のとおり)
- 2 その他

別紙第1

事業遂行状況調書

1 収支状況

収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	摘要
	円	円	円	
国庫補助金				
計				

支出の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	摘要
	円	円	円	
国庫補助金				
計				

上段には、繰越額を記載すること
 下段（ ）は、完了地区も含めた全体の金額を記載すること。

2 事業遂行状況

地区名	実施計画(A)		出来高(B)		進捗率	交付額	摘要
	事業量	事業費	事業量	事業費	(B/A)		
		円		円	%	円	
合 計							

※上段には、繰越額を記載すること。

※下段（ ）は、完了地区も含めた全体の金額を記載すること。

※交付額は県から市町への支出済額。

別記様式第8号（第8関係）

〇〇年度除塩事業変更等承認申請書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇年度除塩事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し[金 円
の追加交付（減額承認）を受け]たいので、石川県除塩事業補助金交付要綱により関係書類を添えて申請する。

- （注） 1. 金額の変更のない変更申請の場合は、[] の部分を除く。
2. 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の様式に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第9号（第8関係）

年除塩事業中止（廃止）報告書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日付け 第 号をもって除塩事業の事業費の決定の通知があった 年除塩事業のうち、下記箇所に係る事業を中止（廃止）したので、石川県除塩事業補助金交付要綱第〇の規定に基づき、報告する。

記

地区番号 及び 箇所番号	所在地	事業主体	総事業費		既割当額		中止 (廃止) の理由
			事業費	補助金	事業費	補助金	

別記様式第 10 号（第 11 関係）

〇〇年度除塩事業実績報告書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日付け第 号をもって補助金交付の決定通知があったことについて、下記のとおり〇〇年度除塩事業を実施したので、石川県除塩事業補助金交付要綱により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の成績書（別紙様式第 1）
- 3 事業の成果（別紙様式第 3）
- 4 収支精算書（別紙様式第 2）
- 5 事業の完了年月日 年 月 日

別紙様式第3

1. 請負調書及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造 又は 工法	事業量	設計 金額	請負 金額	請負人 氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査 年月日	検査責任者 職氏名		
					円	円						

- (注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
2. 請負契約に変更のあったときには、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段にそれぞれ記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考にその理由を記載すること。

2. 直営調書

区分	材料費	労務費	需用費	その他	計	備考
	円	円	円	円	円	

3. 用地費及び補償費調書

区分	地目及び 補償物件	数量	金額	備考
			円	

(注) 用地費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

4. 用地費及び補償費調書

区分	数量	単価	金額	備考
		円	円	

5. 工事雑費調書

区分	数量	金額	備考
		円	

6. 残材料調書

地区名	名称	形状・ 寸法	数量	単価	金額	検収 又は 取得年月日	備考
				円	円		

別記様式第 11 号（第 11 関係）

〇〇年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった〇〇年度除塩事業費補助金
について、石川県除塩事業補助金交付要綱第 11 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------|---|---|
| 1. 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） | | |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

〇〇年度除塩事業補助金精算請求書

年 月 日付 第 号により補助金の額の確定通知があった 事業補助金として、下記金額を交付されるよう石川県除塩事業補助金交付要綱及び石川県補助金交付規則の規定により請求いたします。

請 求 額	円
内 訳	
交 付 決 定 額	円
(交 付 済 額	円)
(精 算 請 求 額	円)
(残 額	円)

発行責任者（所属、役職、氏名）	連絡先（ ）	—
担 当 者（所属、役職、氏名）	連絡先（ ）	—

別記様式第 13 号 (第 12 関係)

番 号
年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

〇〇年度除塩事業補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった 事業補助金のうち下記金額を概算払で交付されるよう石川県除塩事業補助金交付要綱及び石川県補助金交付規則の規定により請求いたします。

請 求 額	円
内 訳	
交 付 決 定 額	円
(交 付 済 額	円)
(精 算 請 求 額	円)
(残 額	円)

発行責任者 (所属、役職、氏名)	連絡先 ()	—
担 当 者 (所属、役職、氏名)	連絡先 ()	—

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

石川県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注 1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注 2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成 27 年 9 月 30 日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注 3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない